

公益社団法人日本水道協会沖縄県支部規則

(名称と構成)

第1条 本支部は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）沖縄県支部と称し、支部区域内の日本水道協会会員（以下「会員という。」）をもって構成する。

(目的)

第2条 本支部は、支部区域内において日本水道協会定款第3条の目的を達成するため、諸般の調査研究その他必要な事業を行ない、かつ、会員相互の連携を強化することを目的とする。

(会員)

第3条 本支部の会員は、日本水道協会定款第7条に定めるとおり、次の3種とする。

(1) 正会員 次のいずれかに該当する者とする。

- ①水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、または複数を経営する地方公共団体または法人
- ②専用水道を設置する法人または団体

(2) 特別会員 次のいずれかに該当する者とする。

- ①水道について学識または経験のある個人
- ②水道に関連ある、国または地方公共団体の行政機関
- ③水道に関連ある独立行政法人

(3) 賛助会員 水道に関連があり、本協会の目的達成に賛同する法人または団体とする。

(役員)

第4条 本支部に次の役員を置く。

- 支部長 1 名
- 理事 若干名
- 監事 1 名以上2名以内

2 前項の役員は、第8条に規定する支部総会において会員から選任し日本水道協会理事長（以下「理事長」という。）に報告する。

- 3 第1項に規定する役員の任期は2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の支部総会終結の日とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第5条 支部長は、支部の事業を総括し、本支部を代表する。

- 2 理事は、事業の運営について協議し、支部長に事故があるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 監事は、本支部の会計を監査する。

(役員の補選)

第6条 役員(支部長・理事・監事)に欠員を生じたときは、補欠者を選任し理事長に報告する。ただし、支部長において業務執行上支障がないと認めたときは、改選期までこれを行なわないことができる。

- 2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 本支部の事務局は、支部長の属する市町村に置く。

- 2 支部事務局に事務局長を置くことができる。
- 3 支部事務局に職員を置くことができる。

(支部総会)

第8条 支部総会は、定時支部総会及び臨時支部総会の2種とし、定時支部総会は、原則として毎年1回以上これを開催し、支部規則の制定、改廃、支部予算の議決、決算の承認その他の事項を協議し、または議決する。

- 2 支部長は、総会を招集することが困難な場合、書面審議により議案を審議し、議決することができる。
- 3 前項の規定により議決をなした場合は、遅滞なく書面により会員へ報告しなければならない。
- 4 臨時支部総会は、役員会において開催の決議がなされたとき、または、支部正会員の3分の1以上より目的を示して請求があったときは、これを開催するものとする。
- 5 支部長は、緊急を要すると認めたときは、臨時支部総会の招集に代えて、書面で会議の議事を決すること、または、役員会の議決によることができる。

(役員会)

第9条 支部長、理事及び監事は、役員会を構成し、支部総会に付議すべき事項、支部総会から委任された事項その他支部の運営に関する重要事項を協議し、決定する。

- 2 支部長は、役員会を招集することが困難な場合、書面審議により議案を審議し、議決することができる。
- 3 前項の規定により議決をなした場合は、遅滞なく書面により役員へ報告しなければならない。

(会議の招集・議長等)

第10条 支部総会及び役員会は、支部長がこれを招集する。

- 2 支部総会の議長は、開催地の代表とし、役員会の議長は、支部長とする。
- 3 支部長は、支部総会及び役員会に提出しようとする事項を、会期7日前までに通知するものとする。
- 4 支部総会は、支部正会員の3分の1以上、役員会は、役員の過半数の出席が無ければ開催することができない。

(議 決)

第11条 支部総会の議事は、支部正会員の3分の1以上が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。また、役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 支部総会に出席できない支部正会員は、他の支部正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合、代理人は、代理権を証する委任状を支部長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合における第1項の適用については、その支部正会員は出席したものとみなす。

(地方支部（全国）総会への議案提出)

第12条 支部総会において地方支部総会(地方支部総会にあつては全国総会)に提出すべき事項を決定したときは、支部長(地方支部にあつては地方支部長)は、各事項に提案の理由を付し地方支部長(地方支部長にあつては理事長)に提出するものとする。

(議決内容の報告)

第13条 支部総会及び役員会で議決した事項については、支部長は、速かに地方支部長に報告するものとする。

(委員会)

第14条 本支部は、支部区域内の水道に関する専門的事項を調査研究する機関として、委員会を設けることができる。

2 前項の委員会に必要な事項は、役員会の決議により支部長が別に定める。

(会費)

第15条 本支部の会員は、別表に定める会費を毎年度納入しなければならない。

ただし、特別会員については、この限りではない。(九州と同じ)

2 前項の会費は、毎年4月1日から6月末日までに、納入しなければならない。

(入会金)

第16条 本支部に入会する会員は、別表に定める入会金を納入しなければならない。

(負担金)

第17条 支部長は、事業を実施する場合において必要と認めるときは、事業に参加する者から負担金を徴収することができる。

(経費)

第18条 本支部の経費は、支部等活動資金、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第19条 本支部の会計処理は、公益社団法人日本水道協会会計規程によるものとする。

(会計年度)

第20条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(規則の変更)

第21条 この規則は、支部総会において支部正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の議決を得て支部長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 日本水道協会沖縄県支部規則は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止とする。
- 3 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、支部区域内における社団法人日本水道協会の会員であった者は、公益社団法人日本水道協会定款実施日において本支部の会員とみなす。
- 4 日本水道協会沖縄県支部の財産は、これを本部に引き継ぐものとする。
- 5 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、日本水道協会沖縄県支部の役員であった者は、それぞれこの規則に規定する役員に選任されたものとみなす。ただし、公益社団法人日本水道協会の非会員は除く。
- 6 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

【別表】 会費及び入会金

| | 会 費 | 入 会 金 |
|-------------|---|--------|
| 正会員(各水道事業体) | 年額 5 万円の均等負担額に前々年度の水量割合を基にし、次の算式により得た負担額（以下「水量割合負担額」という。）を加算した額とする。この場合において、水量割合とは、正会員の年間有収水量が沖縄県企業局を除く正会員の年間有収水量合計に占める割合をいう。 水量割合負担額=（総事業予算額－県企業局年額会費－賛助会員等会費－支部等活動資金等－均等負担額－繰入金等）×水量割合 | 2,000円 |
| 正会員(沖縄県企業局) | 年額 5 万円の均等負担額に前年度の公益社団法人日本水道協会会費の額を加算した額とする。 | |

1. 年度の途中において入会しても、その年度の会費及び入会金は納入しなければならない。
2. 年度途中で退会または除名されても、納入した会費は返納しない。